

平成28年度 第1回 一宮市学校給食審議会 次第

日 時：平成28年11月14日（月）午後2時～

会 場：一宮市役所本庁舎11階1101会議室

1 教育長あいさつ

2 議 題

（1）一宮市学校給食調理場整備基本構想の策定について

3 その他

平成28年度 一宮市学校給食審議会 委員名簿

委員（13名）

（順不同）

氏 名	所属団体等	役 職	備 考
佐々木 直	修文大学	名誉教授	
井上 文男	一宮市議会経済教育委員会	委員長	
加藤 徹	一宮市小中学校長会	会長	丹陽中学校
近藤 真奈美	一宮市小中学校長会給食委員会	委員長	木曽川東小学校
鵜飼 涉	一宮市小中学校長会給食委員会	副委員長	今伊勢中学校
橋本 順子	浅井南小学校	食育・給食主任	
伊藤 洋史子	中部中学校	食育・給食主任	
川島 淳子	北部学校給食共同調理場	栄養教諭	浅井中学校
栗田 好子	小信中島小学校	学校栄養職員	
野田 亜紀子	木曽川西小学校	栄養教諭	
神崎 かをり	一宮市小中学校PTA連絡協議会 母親代表会	書記	北方中学校
川端 友紀子	元一宮市小中学校PTA連絡協議会 母親代表会理事（元黒田小学校 理事）		
星野 喜典	一宮地方総合卸売市場株式会社	専務取締役	

※委員任期の満了日は、平成29年3月31日です。

事務局（8名）

氏 名	所 属	役 職
中野 和雄	教育委員会	教育長
杉山 弘幸	教育文化部	部長
野田 眞吾	教育文化部	次長
土屋 薫	一般財団法人 一宮市学校給食会	理事長
岩田 直秀	一般財団法人 一宮市学校給食会	課長補佐
堀 裕之	学校給食課	課長
平松 久弥	学校給食課	専任課長
大曾根 靖和	学校給食課	課長補佐

一宮市学校給食審議会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市の合併後の望ましい学校給食のあり方を審議するため、一宮市学校給食審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する13人以内の委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は3年以内とし、この要綱に基づき委嘱する日から審議終了までとする。
ただし、職名をもってあてられた者はその在任期間とし、補欠又は事故により交代したときは、前任者の残任期間とする。

(組織)

第4条 審議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、会長が議長を務める。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育文化部学校給食課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年6月27日から施行する。

一宮市学校給食審議会の傍聴に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一宮市学校給食審議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付票（別記様式）に自署し、会議開始15分前までに提出しなければならない。

(傍聴人の定員及び決定)

第3条 傍聴人の定員は、5人とする。

2 傍聴は、先着順に受け付ける。ただし、定員を超えた場合は抽選により決定する。

(傍聴することができない者)

第4条 次に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を所持している者
- (2) ビラ、プラカード、旗、のぼり、拡声器その他威勢を見せるおそれのある物を所持している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱すおそれがあると会長が認めた者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、外とう又はえり巻の類を着用しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 議事に対して可否を表明したり、議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 写真撮影、録音及び録画をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱すような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第6条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第7条 会議を非公開とする決定があったときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成27年4月10日から施行する。

別記様式（第2条関係）

一宮市学校給食審議会 傍聴人受付票

平成 年 月 日

傍 聴 人 住 所	傍 聴 人 氏 名

※本受付票に、傍聴を希望する方の住所・氏名をご記入の上、ご提出ください。

※傍聴に関しては、別紙の規程を遵守してください。

傍聴整理券 No.

会議名称	一宮市学校給食審議会
日 時	平成 年 月 日 () 時 分から
場 所	

※傍聴にあたっては会長等の指示に従い、下記の事項を遵守してください。

記

- (1) 帽子、外とう又はえり巻の類を着用しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 議事に対して可否を表明したり、議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 写真撮影、録音及び録画をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱すような行為をしないこと。